

## アライグマ用捕獲ワナ貸し出し要領

### 1 目的

千葉県内においては、いすみ地域を中心にアライグマが繁殖し、平成21年度の推定では約1,000～7,000頭が生息しているとされている。アライグマは、生態系への被害、生活被害、農林業への被害などを引き起こしており、本市としても市内からの被害がでないように千葉県アライグマ防除実施計画に同意し、庁内関係課で防除体制を整えているところである。

この要領は、アライグマによる上記被害が生じないようにするため、市民・市内事業者（以下、市民等とする。）を対象にワナを貸し出すことによって、アライグマを捕獲してもらい、野外からの完全排除をめざすことを目的とする。

### 2 貸し出し

#### (1) 連絡

市民等は、あらかじめ環境政策課(TEL:047-436-2450)に連絡した後、馬込衛生管理事務所（船橋市金杉町 915-2 TEL:047-438-0115）に環境政策課長あて借用依頼書（様式第1号）を提出するものとする。

#### (2) 台数、期間、貸し出し先

貸し出し台数は1回につき1基とし、貸し出し期間は1ヶ月とする。市民等は、馬込衛生管理事務所にて原則として取りに行くこととする。

#### (3) ワナの管理

貸し出し後の箱罠については、捕獲に関する一切の事項（設置、誘引餌、引渡しまでの捕獲動物）を使用者の責任で管理を行うものとする。特に第3者に被害が生じないように箱罠の設置場所については、自己所有地あるいは土地所有者に許可を得た場所とすること。

ワナの設置期間は、原則として日曜日の夜から木曜日の夜までとする。ただし、祝日等で市役所が開庁していない日の前日には、設置しないこととする。

破損、盗難があった場合には、直ちに環境政策課に連絡し、原則弁償すること。

### 3 アライグマが捕獲された場合

#### (1) 連絡

アライグマが捕獲された場合、市民等は環境政策課に連絡するものとする。  
環境政策課は、市民等から捕獲状況を確認し、市民等に対して必要な指示を行い、馬込衛生管理事務所に連絡する。

#### (2) 引き取り

アライグマが捕獲された場合は、馬込衛生管理事務所職員が引き取りに行くため、市民等はその際に捕獲記録書（様式第2号）を提出するものとする。

なお、引き取りは原則として、平日（9:00～17:00）のみとする。

### 4 アライグマ以外の小動物（ハクビシン、タヌキ、アナグマ、犬等を含む）が捕獲された場合

アライグマ以外の小動物が捕獲された場合、市民等は速やかにその場でワナから小動物を逃がすものとする。

### 5 ワナの返却、消毒

#### (1) 返却

原則として、市民等は、自身で馬込衛生管理事務所にワナを持参するものとし、ワナの返却時に返却報告書（様式第3号）を提出するものとする。

#### (2) 消毒

使用した箱罌は、馬込衛生管理事務所職員がパンパックスやパコマ（商品名）などの逆性石鹼やエタノールなどのアルコール類で消毒することとする。

### 6 その他

本要領に定めがないものについては、その都度環境政策課と協議すること。

#### (附則)

この要領は、平成22年6月22日から施行する。

#### (附則)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

#### (附則)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

## 借用依頼書

船橋市環境部環境政策課 へ

借用者 住所  
氏名  
TEL

アライグマ用捕獲ワナについて、下記のとおり借用を希望します。

### 記

1 数量	基
2 設置場所	
3 借用希望期間	
4 被害状況等	(住環境、農作物等に関する被害状況等があればご記入ください。)

様式第2号

年 月 日

## 捕 獲 記 録 書

船橋市環境部環境政策課 あて

借用者 住所  
氏名  
TEL

アライグマの捕獲について、下記のとおり報告します。

### 記

1 捕獲日時	年 月 日 時頃
2 ワナ設置日	年 月 日
3 捕獲場所	
4 捕獲状況	
5 備 考	

様式第3号

年 月 日

## 返 却 報 告 書

船橋市環境部環境政策課 あて

借用者 住所  
氏名  
TEL

年 月 日に借用したアライグマ用捕獲ワナの使用実績を下記のとおり報告します。

### 記

1 数 量	基
2 使用場所	
3 使用したエサ	
4 借用期間	
5 備 考	

## アライグマ捕獲用ワナ貸し出し手続き

### ワナの貸し出し

#### (1) 連絡

- ・ 市民等は環境政策課(TEL:047-436-2450)に連絡する。
- ・ 環境政策課は、馬込衛生管理事務所に市民等がワナを取りに行く旨を連絡する。

#### (2) 貸し出し先

- ・ 市民等は馬込衛生管理事務所（住所:船橋市金杉町 915-2、TEL:047-438-0115）に行き、借用依頼書を提出の上、ワナの貸し出しを受ける。

#### (3) ワナの管理

- ・ 馬込衛生管理事務所の職員から、市民等にワナの使用方法等について説明を行う。



### アライグマが捕獲された場合

#### (1) 連絡

- ・ 市民等は、アライグマが捕獲された場合、環境政策課に連絡する。
- ・ 環境政策課は、市民等から捕獲状況を確認し、市民等に対して必要な指示を行い、馬込衛生管理事務所に連絡する。

#### (2) 引き取り

- ・ 馬込衛生管理事務所の職員が、捕獲場所へワナの回収に向かう。
- ・ 市民等はアライグマを引き取りにきた馬込衛生管理事務所の職員に対して、捕獲記録書を提出する。

#### (3) 運搬

- ・ 馬込衛生管理事務所職員が千葉県射撃場へ運搬する。



### ワナの返却、消毒

#### (1) 返却

- ・ 市民等はワナを返却する場合は、馬込衛生管理事務所に持ち込むこととし、返却報告書を提出する。

#### (2) 消毒

- ・ 馬込衛生管理事務所は、ワナを逆性石鹼やアルコール類で消毒する。